## 障害児施設徴収金基準額表 (扶養義務者用)

各月初	]日の措置児童	入 所 施 設			
階層区分		定義	徴 収 金 基 準 額 (月 額)		
A	国残留邦人等した中国残留	こよる被保護世帯(単給世帯を含む)及び中 師の円滑な帰国の促進の促進並びに永住帰国 日邦人及び特定配偶者の自立の支援に関する 日接給付受給世帯	0円		
В	A階層を除き	当該年度分の市町村民税非課税世帯	2, 200		
C 1	A B B B B B B B B B B B B B B B B B B B	均等割の額のみ (所得割の額のない世帯)	4, 500		
C 2	て、その市 町村民税の 額の区分が 次の区分に 該当する世 帯	所得割の額がある世帯	6,600		
D 1	A階層及び	15,000 円以下	9,000		
D 2	B階層を除 き前年分の 所得税課税	15,001 円から 40,000 円まで	13,500		
D 3	世帯であっ て、その所 得税の額の	40,001 円から 70,000 円まで	18, 700		
D 4	区分が次の 区分に該当 する世帯	70,001 円から 183,000 円まで	29,000		

	_		
D 5		183,001 円から 403,000 円まで	その月のその措置児童にかかる措置費の支弁額(治療に要する費用を含む。以下同じ。)(全額徴収。ただし、その額が41,200円をこえるときは41,200円とする。)
D 6		403,001 円から 703,000 円まで	その月のその措置児童にかかる措置費の支弁額(全額徴収。ただし、その額が 54,200 円をこえるときは 54,200 円とする。)
D 7		703,001 円から 1,078,000 円まで	その月のその措置児童にかかる措置費の支弁額(全額徴収。ただし、その額が 68,700 円をこえるときは 68,700 円とする。)
D 8		1,078,001 円から 1,632,000 円まで	その月のその措置児童にかかる措置費の支弁額(全額徴収。ただし、その額が 85,000 円をこえるときは 85,000 円とする。)
D 9		1, 632, 001 円から 2, 303, 000 円まで	その月のその措置児童にかかる措置費の支弁額(全額徴収。ただし、その額が 102,900 円をこえるときは 102,900 円とする。)
D 10		2,303,001 円から 3,117,000 円まで	その月のその措置児童にかかる措置費の支弁額(全額徴収。ただし、その額が 122, 500 円をこえるときは 122, 500 円とす

	7									
	<u> </u>							る。)		
D 11		3, 117,	001円	から 4	, 173, (	000円	まで	そか (のるとの) おり (のの) それ (のの) を (のの) といる (のの) といる (のの) といる (のの) にんしゃ	計置費の収。たか 収。たか 43,800 F	支 弁 額 ざし、 そ 円をこえ
D 12		4, 173,	001円	から 5	, 334, (	000円	まで	その月の かか名額 の額が る。)	計置費の収。たた 収。たた 66,600 P	支 弁 額 ざし、 そ 円をこえ
D 13		5, 334,	001円	から 6	, 674, (	000円	まで	そのかく ( ない さい いい ない いい	計置費の収。たか り1,200 F	支 弁 額 ざし、 そ 円をこえ
D 14		6, 674, 001 円 以	上					全	額徴し	又
備	1 この表のC1階層における「均等割の額」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、C2階層における「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割(この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。)の額をいう。なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額									
考	法律第 33 · 租税の減免 6月 25 日 廃止の影響 祉部所管の 得税の額を		置法は、	(昭法) おりませる (昭法) はいままり (昭法) はいまい (日本) はいまい (日本	32年注(昭和 (祖会・ 注等(	法律第 1 22 年 援護 (厚生)	26号 法律 局障 影働省 」の規	)、災害 第 175 号) 保健福祉 社会・援 定によっ	被害者に 及び平 部長通知	こ対する 成 24 年 知「控除 居保健福 された所
	ただし、	所得税額を計算	算する均	場合に	は、か	の規	定は適	囿用しない	ものとっ	する。

- (1) 所得税法第 78 条第 1 項(同条第 2 項第 1 号、第 2 号(地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 2 号に規定する寄附金に限る。)、第 3 号(地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 2 号に規定する寄附金に限る。)に規定する寄附金に限る。)、第 92 条第 1 項、第 95 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項
- (2) 租税特別措置法第 41 条第 1 項、第 2 項及び第 6 項、第 41 条の 2、第 41 条の 3 の 2 第 1 項、第 2 項、第 5 項及び第 6 項、第 41 条の 19 の 2 第 1 項、第 41 条の 19 の 3 第 1 項及び第 3 項、第 41 条の 19 の 4 第 1 項及び第 3 項
- (3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成 10 年法律第 23 号)附 則第 12 条、所得税法等の一部を改正する法律(平成 25 年法律 5 号)附則第 59 条第 1 項、附則第 60 条第 1 項
- 3 この表の「入所施設」とは、障害児入所施設及び指定発達支援医療機関(入所 に限る。)をいう。
- 4 児童の属する世帯の階層がB階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、上表の規定にかかわらず、当該階層の徴収金基準額は 〇円とする。
  - ① 「単身世帯」……扶養義務者のいない世帯
  - ② 「母子世帯等」………母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和 39 年法律第 129号)第17条及び第31条の7に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯
  - ③ 「在宅障害児(者)(社会福祉施設に措置された児童(者)、法第 24 条の2により入所施設を利用する児童、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」という。)第6条の自立支援給付の受給者(障害者総合支援法第5条第6項、第7項、第12項、第13項及び第14項のサービスに限る。)又は障害者自立支援法附則第22条の特定旧法受給者を除く。)のいる世帯」…次に掲げる児(者)を有する世帯をいう。
    - ア 身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者。
    - イ 療育手帳制度要綱(昭和 48 年 9 月 27 日厚生省発児第 156 号)に定め る療育手帳の交付を受けた者。
    - ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和 39 年法律第 134 号) に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法(昭和 34 年法律 第 141 号)に定める国民年金の障害基礎年金手当等の受給者。
    - エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号) 第 45 条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者。
  - ④ 「その他の世帯」………保護者の申請に基づき、生活保護法(昭和 25 年 法律第 144 号)に定める要保護者等特に困窮していると法第 56 条の規定に よる都道府県又は市町村の長が認めた世帯。
- 5 同一世帯から2人以上の児童等が措置されている場合においては、その月の徴収金基準額の最も多額な児童等以外の児童等については、その施設のこの表の基準額に 0.1 を乗じた額をもってその児童等の基準額とする。